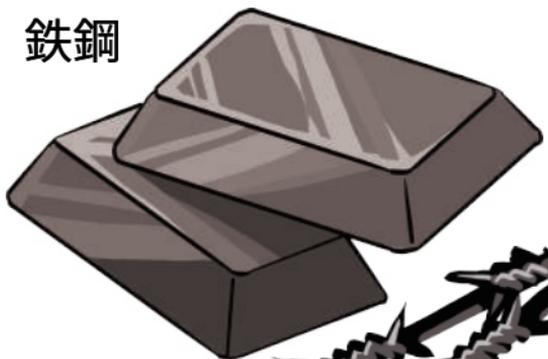


72 類

鐵鋼

鐵鋼



有刺鐵線

72 類

鉄鋼

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

銑鉄、インゴット、フェロアロイ、鉄くずは、すべて第 72 類に分類される。

72 類

鉄鋼

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

銑鉄、インゴット、フェロアロイ、鉄くずは、すべて第72類に分類される。

【解答】 正しい。

73 類

鉄鋼製品

手縫針、画びょう、自動車用ボルト・
ナット、安全ピン

自動車用ボルト・ナット



手縫針



画びょう



73 類

鉄鋼製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

ねじ、ボルト、ナット、手縫針、ミシン針は、すべて第73類に分類される。

73 類

鉄鋼製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

ねじ、ボルト、ナット、手縫針、ミシン針は、すべて第73類に分類される。

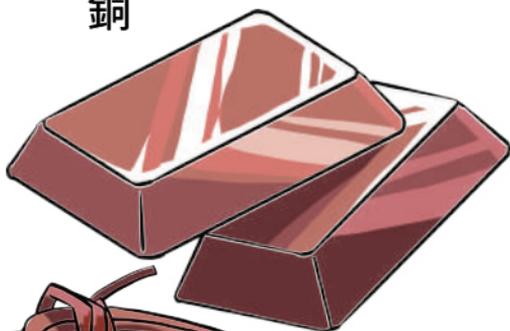
【解答】 誤り。

ミシン針は、第84類（原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品）に分類される。

74 類

銅及びその製品

銅



銅線

十円硬貨



74 類

銅及びその製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

鑄造、鍛造した銅製品と、そこからさらに加工した銅製品も第 74 類に分類される。

74 類

銅及びその製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

鑄造、鍛造した銅製品と、そこからさらに加工した銅製品も第 74 類に分類される。

【解答】 誤り。

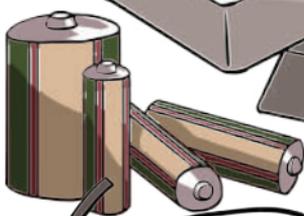
鑄造、鍛造した銅製品は第 74 類に分類されるが、そこからさらに加工した銅製品は第 74 類に分類されない。

75 類

ニッケル及びその製品

ニッケル

乾電池



百円硬貨



ニッケル線



75 類

ニッケル及びその製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

ニッケルのくず、金属を混じえたニッケルの糸、電気絶縁をしたニッケルの棒は、すべて第 75 類に分類される。

75 類

ニッケル及びその製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

ニッケルのくず、金属を混じえたニッケルの糸、電気絶縁をしたニッケルの棒は、すべて第 75 類に分類される。

【解答】 誤り。

金属を混じえたニッケルの糸は第 56.05 項、電気絶縁をしたニッケルの棒は第 85.44 項にそれぞれ分類される。

76 類

アルミニウム及びその製品

アルミ



アルミ缶

アルミホイル



一円硬貨

76 類

アルミニウム及びその製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

アルミニウム箔、アルミニウムの塊、アルミニウムのくずは、すべて第 76 類に分類される。

76 類

アルミニウム及びその製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

アルミニウム箔、アルミニウムの塊、アルミニウムのくずは、すべて第 76 類に分類される。

【解答】 正しい。

77 類

欠番

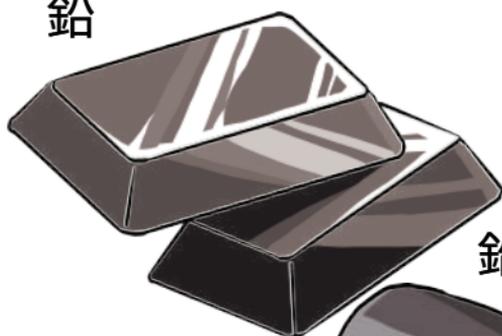
《関税率表（輸入統計品目表）の解釈に関する通則》

第 77 類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となっている。

78 類

鉛及びその製品

鉛



鉛テープ



弾丸

78 類

鉛及びその製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

絶縁電線で鉛製の外装を被覆した物品は、第 78 類に分類される。

78 類

鉛及びその製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

絶縁電線で鉛製の外装を被覆した物品は、第 78 類に分類される。

【解答】 誤り。

このような物品は、第 85.44 項に分類される。

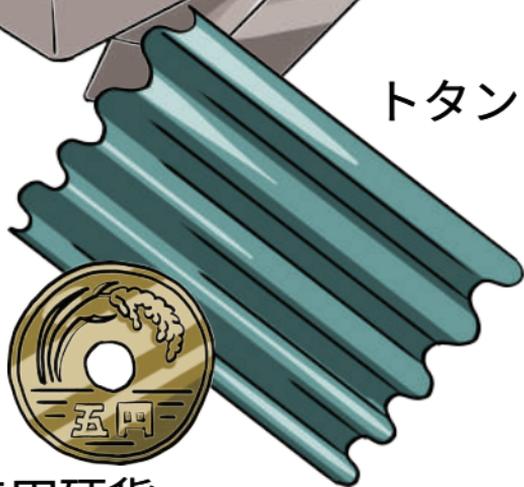
79 類

亜鉛及びその製品

亜鉛



トタン



五円硬貨

79 類

亜鉛及びその製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

亜鉛めっきした鉄鋼で製造されたたらいやじょうろは、第79類に分類される。

79 類

亜鉛及びその製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

亜鉛めっきした鉄鋼で製造されたたらいやじょうろは、第79類に分類される。

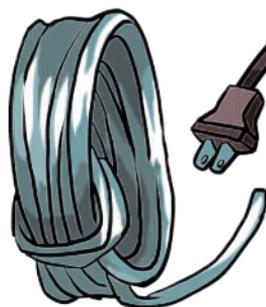
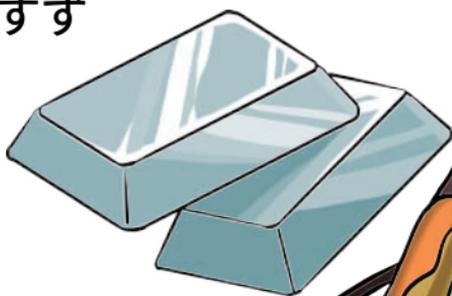
【解答】 誤り。

これらの物品は、第73類（鉄鋼製品）に分類される。

80 類

すず及びその製品

すず



すず線



はんだごて

80 類

すず及びその製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

すず線、すず合金、すずのくず、はんだごては、すべて第80類に分類される。

80 類

すず及びその製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

すず線、すず合金、すずのくず、はんだごては、すべて第80類に分類される。

【解答】 正しい。

81 類

その他の卑金属及びサーメット
並びにこれらの製品

卑金属



81 類

その他の卑金属及びサーメット
並びにこれらの製品

出題例

【問題】 次の記述は正しいか。

タングステン、マグネシウム、スピーゲル、チタンは、すべて第 81 類に分類される。

81 類

その他の卑金属及びサーメット 並びにこれらの製品

解答

【問題】 次の記述は正しいか。

タングステン、マグネシウム、スピーゲル、チタンは、すべて第 81 類に分類される。

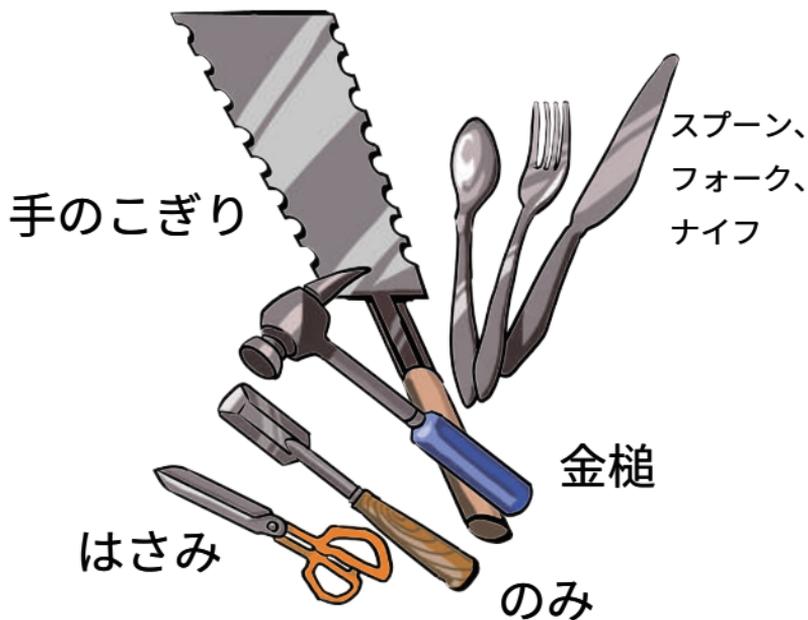
【解答】 誤り。

タングステン、マグネシウム、チタンは第 81 類に分類されるが、スピーゲルは第 72 類（鉄鋼）に分類される（第 72 類注 1 (b) 参照）。

82 類

卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン
及びフォーク並びにこれらの部分品

刃の部分が卑金属製で柄の部分
が木製のテーブルナイフ、手の
こぎり



82 類

卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

《第 82 類 卑金属性の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品の注の規定》

【注】

1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第 82.09 項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

(a) 卑金属

(b) 金属炭化物又はサーメット

(c) 卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石

(d) 卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料

2 この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第 84.66 項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第 15 部の注 2 のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第 85.10 項に属する。

3 第 82.11 項の一以上のナイフとこれと同数以上の第 82.15 項の製品とをセットにした製品は、第 82.15 項に属する。

82 類

卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン
及びフォーク並びにこれらの部分品

出題例

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①手のこぎり、チェーンソーのブレード、電動式のこぎり、は、すべて第 88 類に分類される。
- ②やすり、研磨紙は、どちらも第 82 類に分類される。
- ③木製柄と鉄製刃でできたテーブルナイフは第 82 類に分類される。

82 類

卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン
及びフォーク並びにこれらの部分品

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①手のこぎり、チェーンソーのブレード、電動式のこぎり、は、すべて第 88 類に分類される。
- ②やすり、研磨紙は、どちらも第 82 類に分類される。
- ③木製柄と鉄製刃でできたテーブルナイフは第 82 類に分類される。

【解答】 ③

- ①手のこぎり、チェーンソーのブレードは第 82 類に分類されるが、電動式のこぎりは第 85 類（電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される。
- ②やすりは第 82 類に分類されるが、研磨紙は第 68 類（石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品）に分類される。

83 類

各種の卑金属製品



各種の卑金属製品

出題例

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ①ベル、バックル、キャスト、帽子掛けは、すべて第 83 類に分類される。
- ②南京錠、自動車に使用する鍵、金庫は、すべて第 83 類に分類される。
- ③亜鉛の棒、銅の線は、どちらも第 83 類に分類される。

各種の卑金属製品

解答

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ①ベル、バックル、キャスト、帽子掛けは、すべて第 83 類に分類される。
- ②南京錠、自動車に使用する鍵、金庫は、すべて第 83 類に分類される。
- ③亜鉛の棒、銅の線は、どちらも第 83 類に分類される。

【解答】 ③

亜鉛の棒は第 79 類（亜鉛及びその製品）、銅の線は第 74 類（銅及びその製品）にそれぞれ分類される。